

会津法律学校と五大法律学校の学生募集広告

〔明治三十年代前半、『米澤新聞』に見る法律専門学校の宣伝広告合戦〕

坂 誥 智 美

目次

はじめに

1 米沢の教育状況

(1) 通信教育

(2) 丁酉義塾

2 『米澤新聞』に見える会津法律学校

(1) 記事

(2) 開校の広告

(3) 卒業生・伊藤久末

3 五大法律学校の広告合戦

(1) 五大法律学校の広告

(2) 考察

4 むすびにかえて

はじめに

明治三十年代の一時期、現在の会津若松の地に会津法律学校という、法律専門学校が存在していた。設立されたのは、同校が出した『認可 会津法律学校規則書』によれば明治三十一（一八九八）年十月であるが、同三十六（一九〇三）年には廃校になったとされるので、ごく短期間存在していた学校である。^①

会津法律学校やこれに関係した人物については、すでに拙稿三稿を上梓しているが、まだ不明な点が多い。特に考察を深める必要があるのが、校長を務めていた安西與四郎なる人物であるが、現時点においては『会

津法律学校校長・安西與四郎について』を超える資料を会津地域で見出すことができていない。

会津地方の新聞である『会津日日新聞』は、会津若松市立図書館で明治三十六年からの記事が確認可能である。それ以前の学校の様子を知る資料は会津では未だ確認できずにいる為、資料を別の地に求めることにした。

前記『認可 会津法律学校規則書』の末には、「本校卒業生及生徒」と題する校友名簿が附されている。これは明治三十三（一九〇〇）年三月時点でのまとめである。名簿には卒業生・在校生徒の姓名・属性・原籍地が載せられているだけであるが、これを見る限り生徒は福島県だけでなく、それぞれ一人ずつではあるが、山形県・新潟県・茨城県・栃木県からも来ていたことがわかる。中でも目を引く者として、山形県出身で士族の伊藤久末なる人物がいる。伊藤久末は会津法律学校の前身である正法塾が作成した『巡查試験 問題及解答』の中で、刑事訴訟法分野の解答を作成した別科乙種卒業生としてその名を残している。会津法律学校の出身原籍地一覧を見ると、士族は一割未満であり、福島県以外の出身で士族であったのは、この伊藤だけである。

伊藤久末とは如何なる人物か、また、なぜ会津若松の地の法律学校にその名があるのか。会津法律学校の名は、山形県にまで知れ渡っていたのか。これらの疑問を解明することができれば、会津法律学校の新たな側面を知ることができるのではないか、というのが本稿を執筆する動機であり、目的である。このため、伊藤の出身地と考えられる置郡・米沢では、如何なる教育状況であったのかを確認しつつ、会津法律学校が米沢において人々に知られる機会があったのかについて見ていきたい。

1 米沢の教育状況

明治五（一八七二）年の学制発布以来、全国に小学校が開設され、後の教育令・学校令を経て各学校は整っていた。中等教育も発達したが、法律専門学校などは東京や関西圏にあるのみで、全国的展開はなされていなかった。米沢では中等教育として、藩校の流れをくむ米沢尋常中学校興讓館が設立されていた。また、南置賜郡蠶業学校や工業学校なども設立されていたが、文系の実学系の学校は存在していなかった。

このような状況において、米沢ではより専門的な法

学校教育を受けることはできなかったのであろうか。法学に限らず、地方にいながら専門的な学問を学ぶ機会には、得られなかつたのであろうか。

米沢は、教育に大いなる関心があつたことが知られている。中等教育を早くから行つていたのは、その表れであろう。関心の例として挙げられるのが、旧藩主上杉家が資金援助をして、旧藩士たちの子弟教育のための基金を作つたことであらう。そして、教育熱があつたと推測させられる点として、地元の新聞に掲載せられる学校に関する記事・広告の多さを指摘したい。

米沢の地元新聞である『米澤新聞』の第四面はほぼ広告であるが、学校関係の広告は毎回載せられている。広告が出された学校も、公立・私立、通学するもの・通信教育など様々である。

ここでは、明治三十年以降で見ることのできた『米澤新聞』から、米沢における教育に関わる広告を見ることで、当時の状況を確認してみたい。

(1) 通信教育

通信教育の広告は多く、様々なジャンルの学校が掲載されている。その多くは東京にある専門学校の通信教育である。

中でも数多く掲載されていると思われるのが、「東京修士館」という、東京の本郷向ヶ岡にある学校である【資料1】。

「東京修士館」は、本課・別課・講医部という三つの課部から成つていますが、本課に設置されている文官高等試験科・辯護士試験科・文官普通試験科などは法律専門学校でも教育目的にあげているところであり、これらを希望する者にとっては目を引くものであつた

資料1

獨習員募集

●**文官高等試験科**

●**文官普通試験科**

●**學力檢定試験科**

●**商業科**

●**農林科**

●**製糖科**

●**畜養科**

●**獸醫學科**

●**醫學科**

●**藥學科**

●**齒醫學科**

●**產婆科**

●**辯護士試験科**

●**尋常中學科**

●**造紙科**

●**製糖科**

●**製茶科**

●**製紙科**

●**製糖科**

●**製茶科**

●**製紙科**

本館（既）明治廿年の創立後、爾來を経て、ことに近年、全段各科の大改革を遂げ、從
來の設備を改良し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、
●**特色** 試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、
●**實地研究會** 試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、
●**卒業生** 試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、
●**入學料** 試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、
●**試験料** 試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、
●**膳費** 試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、
●**宿費** 試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、
●**雜費** 試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、試験の科目を増し、
●**他各試験及勸進又は自己の欲する時、自内實地研究するを得しむるの方法を設くるの豫定あり**

本館各種費若干名宛に郵便を以て送附せしむることに依りて送附せしむるべし、
本館各種費若干名宛に郵便を以て送附せしむることに依りて送附せしむるべし、
本館各種費若干名宛に郵便を以て送附せしむることに依りて送附せしむるべし、

東京本郷向ヶ岡 **東京修士館**

が目的であつた。興讓館のような中等教育を受けられない者に、夜間教育を施そうというのが趣旨である。

「丁酉義塾学則」によれば、第一条において「綱領第三条に規定するところの目的を達せんかために農工商実地应用到に必須なる高等ノ学課を授く」とし、第二条において「和文・漢文・英語・数学・経済・法律・速記術」を学課としていた。卒業期限は一カ年であり（第三条）、入学を希望する者は願書を出し束脩金五十錢を納付すること（第九条）、月謝は一カ月金三十錢（第十条）と規定されている。授業は一日三時間であつたが、その時間の始まり終わりについては「日の長短に因り之を定」（第四条）とあるので、確定されていなかったようである。

この丁酉義塾は、翌年の明治三十一（一八九八）年三月、「来四月四日より学課を改正して漢学・算術の時間を増設」し、塾員二十名を募集するという記事を『米澤新聞』に掲載した。そして四月五日には塾の規模拡大がなされることと特別広告として掲載され、新たな時間割・講師陣なども提示された【資料4】。

ここからは、従来不確定であつた塾の授業時間が午後六時三十分より始まること、月曜から土曜までの時間割が決められたことがわかる。特に重視されていた

資料 4

特別廣告

丁酉義塾時間割

四月四日以後は左の時間に依り午後六時三十分より教授す

		第一時間	第二時間	第三時間
月	英	英	英	英
火	英	和文講義	英辭學	英辭學
水	英	漢學	應用經濟	民法
木	算	應用經濟	民法	民法
金	英	漢	又	算學幾何
土	英	漢文	外史	商法

本塾講師及び右邊漢日引左の如し
(五十名額)

漢學	大傳 島秀精	憲法和文	櫻井美成	英語	佐藤信純	數學	佐野源五郎	民法經濟	尻高幹太郎	商法	須田信藏	簿記	成田宗雄	應用經濟	成田宗雄
----	---------------	------	------	----	------	----	-------	------	-------	----	------	----	------	------	------

東京專門學校學生會所
 中央文部省國語講習會
 東京青山學院高等部卒業
 興讓小學教諭
 東京專門學校學生
 明治法律科卒業生
 東京專門學校種痘生東京通記學
 柳卒業生

四月三日

のが英語で、木曜日以外は常に一時間が設定されている。法律系の科目としては、「憲法・美辞学」「民法」「商法」が週に一時間ずつ設定されている。授業担当者については、東京専門学校卒業生の櫻井美成・尻高幹太郎、明治法律学校校友で弁護士須田信藏などの名が見える。中等教育的な塾において、法律科目を設定しているのは興味深い。それだけ、米沢の実業界にとって、法律の知識は必要とされていたのであろう。東京の法律専門学校を卒業した者たちが、地方の法律学校を作る例はよく見られる。丁酉義塾は法律専門学校ではないが、専門の学問を修めた櫻井や尻高、弁護士となつてゐる須田などを講師としてゐるところから、東京で得た知識を地元に戻元する重要な役割を担つてゐたことが伺えよう。

2 『米澤新聞』に見える会津法律学校

前述したように、米沢では教育熱が高かつたことが伺われ、色々な教育内容にアクセスできる機会があつたように思われる。このような中、明治三十一年にできた会津法律学校は、米沢で認知されたのであろうか。米沢と会津は、江戸時代から峠を越えて行き来する間

柄であり、文化的・経済的に近い関係にあつた。『米澤新聞』にも、会津の企業広告は頻繁に掲載されて¹⁰⁾ゐる。

では、会津法律学校に関する新聞広告などは、存在したのであろうか。

確認してみたところ、本文記事二件、広告六件を見いだすことができた。以下、これらについて記しておきたい。

(1) 記事

① 安西與四郎氏の来米

明治三十年九月二三日に、次のような記事がある。¹¹⁾

●安西與四郎氏の来米

実用刑法学の著作者として知られたる若松正法、塾長安西與四郎は、実業視察の為め来米せられ、立町綱木屋方に投宿せり

(読点は筆者が加筆)

会津法律学校の開校前、すでに会津において正法塾を開き校長をつとめていた安西與四郎が、実業視察のための米沢に来た、というものである。米沢に来ると

いうのを、来米（らいべい、と読ませるのであろう）とするのは、『米澤新聞』においてはよく見られる表記方法である。この記事で興味深いのは、「実用刑法学の著作者として知られたる」という部分であろう。安西の著作としては、明治三十年のこの段階ではペンネーム逢水漁史の『二十三年候補者の夢』、逢水居士の『新豪傑』の二点が国会図書館で確認できるだけであり、上記「実用刑法学」なる書名のもは今のところ目にしていない¹²⁾。記事上、はっきりと書かれていることを踏まえれば、同書名の本を安西は出していたことになる。今後、更に確認が必要な項目である。

② 会津法律学校の始業

明治三十一年十一月二十二日には、次のような記事がある¹³⁾。

● 会津法律学校の始業

過般其筋の認を得たる同学校は、更に東京より良講師を招聘し、来る十二月の日より始業し、専ら実用的法律学を教授するよし、而して入学者の便宜を計り寄宿舎を設け、参考用図書を貸与し、生徒には厳肅なる監督を加へ、誠実懇篤

に教導して其素志目的を貫徹せしめんことを力め、教科は別科・専科・本科の三科に分け、巡查志願者を始め判任文官・高等文官・弁護士受験者を養成する目的なるか、該学校は数年前より正法塾と称し法律学を教授し来れるを改称拡張せしものにて、今日まで卒業の上任官せるものは実に百数十名の多きに及し由なれば、地方の為め斯学希望者の為めに利益を與ふる、蓋し尠からざるへし

(読点は筆者が加筆)

会津法律学校が設立認可申請をしたのが同年九月十四日、主務庁の許可を得たのは十月七日、開校は十二月七日であるから、まさに許可を得て開校する間の記事であることがわかる。学校自体の広告も同日より掲載されるのであるが、広告ではなく、記事として掲載されていることが面白い。

『米澤新聞』を見てみると、本文記事として学校の内容などが記されているものは、前述した丁酉義塾と、後述する東京専門学校ぐらいである。丁酉義塾は米沢に作られた学校であることを考えると当たり前とも思える。東京専門学校については後でも述べるように、

新聞社と何らかのパイプがあったことが想像されるので、記事が掲載されていたとしても不審には思われな

いは、では、会津法律学校の開校がわざわざ記事になったのは、なぜなのであるうか。

推測されることとしては、設立者である安西の存在であろう。安西は東京法学院および東京専門学校文科卒であるとされるから、東京専門学校と近い関係にあったと思われる『米澤新聞』とも、人的な関係があったのかもしれない。

(2) 開校の広告

会津法律学校の始業の記事が出た十一月二十二日(第八九七号)から、同月二十九日(第九〇二号)まで、連続六回にわたって会津法律学校の生徒募集広告が掲載されている。二十二日から二十九日の八日間で、新聞自体は二十四日と二十八日は発行されていないから、六日間連続で広告が掲載されたことになる。

実際の広告が【資料5】である。

この文面はなかなか面白いので、次にあげておく。

資料5

生徒募集

本校は其筋より認可勢られたるに付本年十二月五日より始業し左の各科生徒を募集し望みの向へ履修金一圓及望の学科を配し望の向へは東條金を返戻す通知す但入學拒絶向へは該東條金を返戻す

●別科 (巡査志望者) 三月卒業二十五名
●別科 (担任) 六月卒業二十五名
●別科 (高等文官) 六月卒業二十五名
●別科 (高等文官) 六月卒業二十五名

學費……各科共東條金一圓月謝金一圓寄附料四分前納費二十錢以上學費は全部又は一ヶ月講義時間毎午後一時より寄宿生に限人學者は寄宿通學長に本縣内公民一名を保證し者ハ難形を送付
本校生徒の成績一時々保證人へ通知す寄宿生の監督本校責任者友と爲す現業生は本校へ繼續す

二島縣會津郡者根町
明治三十一年 會津法律學校

生徒募集

本校は其筋より認可勢られたるに付、本年十二月五日より始業し、左の各科生徒を募集し、望の向へ履修金并東條金一圓及望の学科を配し、至急申込みべし、本校は調査の上許否を通知す、但入学拒絶向へは該東條金を返戻す

●別科 (巡査志望者) 三月卒業二十五名

●専科 (判任文官志願者六カ月卒業) 廿五名
●本科 (高等文官辯護士受験科三ヶ年卒業) 十五名

学費……各種共束脩金一圓月謝一圓寄附料四圓七十錢(時価に依り高低することあるべし) 費金二十錢以上学費は全部又は一ヶ年分宛前納講義……時間は毎日午後一時より寄宿生に限り参考用図書を貸与す

入学者は寄宿通学共に本縣内公民一名を保證人となし入学證を差出すへし、入学證は入学許可者に雛形を送付す

本校生徒の成績は時々保證人へ通知す、寄宿生の監督本校其責 任す

正法塾卒業生は本校々友と為す、現塾生徒は本校へ継続す

福島縣下会津郡若松町二丁目旧馬場口

明治三十一年十一月

会津法律学校

この広告によつて、これまでの資料では全くわからなかつた、会津法律学校の規模を知ることができる。

正法塾の時代からあつたのが専科(但し、『巡查試

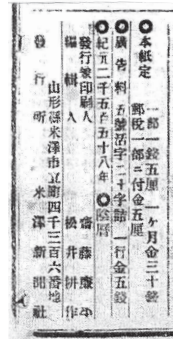
験 問題及解』に附されている正法塾学則では、撰科と記される)と別科である。専科は判任文官志願者用で卒業期限六カ月、別科は巡查看守志望者用で卒業期限三ヶ月であつたから、この二科はそのまま移行したと考えられる。学費については、別科授業料として正法塾学則に「束脩金壹圓、月謝金七拾錢」が規定されていたことを考えると、幾分値上がりしたように思える。この他、寄附料とあるのは、今でいう寄付金であると考えられるが、寄付金の金額が決められているのは興味深い。

そして、法律学校になつたことで、本科が新設された。本科の内容をみると、高等文官や弁護士試験を受験する者を対象としており、他の二学科に見える三ヶ月・六カ月などの速成コースではなく、東京などにある法律専門学校と同じ三ヶ年制度としているのが特色かと思われる。

講義は午後一時から始まるとあるが、正法塾での始業時間などはわかつていないので、この点については移行した制度かどうかはわからない。

広告を出すには、当然のことながら広告料金を新聞社に払う必要がある。この当時、『米澤新聞』の広告

資料6



料はどれくらいであったのだろうか。新聞に記載されている広告料は、「五號活字二十字詰 一行金五錢」となっている【資料6】。広告のうち、「生徒募集」や「会津法律学校」の文字は五号活字ではないが、その他の活字は一行二十字の五号活字で組まれていることがわかる。となると、本文となる広告文は二十四行であるので、この分は百二十錢。「生徒募集」や「会津法律学校」がそれぞれ二行分で組まれていることを考えると、二十錢となるのであろうか。計百四十錢（一円四十錢）が、一回の広告を出すために必要な金額と考えるとすると、六日間にわたって掲載したことから八円四十錢の広告料をもって、自校を宣伝したことになろう。

当時の『米澤新聞』の代金は一部一錢五厘、一月三十錢であった。この広告料が高額であったか否か

は、にわかには判断できないが、それなりの料金であったと思う。すでに正法塾を運営し卒業生を輩出している中で、学校規模を拡張することはカケであったであろう。毎日のように広告を出すことによって、宣伝効果を狙っていたことが推察される。

実際に開校されて以降は、更に広告を出したのであろうか。特に、明治三十三年には前述した『会津法律学校規則書』や『第三版 増補訂正 巡査試験問題解答 全』を発行しており、学校としては全盛期を迎えている可能性もあると考えられるため、確認してみた。が、記事も広告も見いだせなかった。米沢からの入学者が見込めないと判断したからなのか、はたまた別の理由があつて広告を出さなかったのか。現時点では、明治三十一年の開校広告までが、米沢において会津法律学校の存在を知らしめるものとして認識できたものである。

(3) 卒業生・伊藤久末

明治三十年再版と記される『巡査試験 問題及解答』の中で、刑事訴訟法を解答している別科乙種卒業生とあるのが、伊藤久末である。明治三十三年に出さ

れた『認可 会津法律学校規則書』の末に附されている校友名簿からも、山形県置郡出身の士族として、伊藤のみが見える。

伊藤の名前が出てくるのは正法塾が明治三十年再版した本であるから、会津法律学校がとなる前、正法塾時代の校友ということになる。会津法律学校となつてから、米沢から生徒がやってきたのかどうかは、明治三十三年以降に作成された校友名簿が存在するのかわるか不明なこともあり、わからないのが現状である。では、伊藤は正法塾を卒業してから、どうなつたのであるうか。

伊藤は士族であつたので、米沢出身者で組織された『有為会雑誌』を紐解いてみたが、その名を見つけ出すことは出来なかつた。『有為会雑誌』は明治二十二年十二月十四日に創刊された月刊誌であり、毎年年末号近くに会員名簿が載せられる。会員であれば、県内外に在住する多くの者の動向がわかるのである。ここに名を見いだせなかつたということは、伊藤は有為会に参加していなかつたとみるべきであろう。正法塾の後に福島県で警察官になつたのか、山形県に戻り警察官になつたのか、それとも全く違う職業に就いたのかは、現時点では不明である。

3 五大法律学校の広告合戦

会津法律学校の記事や広告は、前述した通り明治三十一年までしか見いだせなかつた。では、他の法律学校の広告などは『米澤新聞』で見出すことができるのであろうか。

明治三十二年に私立学校令が出されたことで、私立学校は学校運営に苦慮することになつたとされる。これは東京にあつた法律専門学校にも影響しており、各学校は学校興隆のためにそれまでの学校運営方針や経営方針を変更する向きがあつた。明治十年代に設立され、同二十年代に特別監督学校として優位性があつた五大法律学校も例外ではなく、様々な工夫をして学生獲得を目指していたことも知られている。実際、朝日新聞をはじめとする大新聞に広告は出されていた。このような情勢で、地方学生の獲得を目指して、地方新聞にも広告を出したのであろうか。

もともと、会津法律学校についての記事・広告を確認することが調査の目的であつたのであるが、『米澤新聞』を見ると、思つていた以上に在京の五大法律学校が出した多くの広告を見ることができた。

表1 明治33・34年の「米澤新聞」に掲載された五大法律学校の記事・広告

年月日	学校名	内容	備考
明治33.1.17	和仏法律学校	広告 校外生募集	司法省指定文部省認可 私立
明治33.1.24	東京法学院	広告 入学生臨時募集、在外員募集	司法省指定 私立
明治33.2.4	東京専門学校	記事 東京専門学校学生募集	本文記事
明治33.2.4	東京専門学校	広告 校内生・校外生募集	
明治33.2.16	東京専門学校	記事 東京専門学校職員変更	本文記事
明治33.2.28	明治法律学校	広告 出版広告	明治法律学校出版部講法會
明治33.3.13	明治法律学校	広告 校内生・校外生募集	司法省指定文部省認可 私立
明治33.3.17	東京専門学校	広告 高等予科 入学試験	
明治33.4.22	和仏法律学校	広告 新講義録	司法省指定文部省認可 私立
明治33.5.3	東京専門学校	広告 出版広告	東京専門学校出版部
明治33.6.26	東京専門学校	広告 学生募集	
明治34.1.9	和仏法律学校	広告 講習生募集	司法省指定文部省認定 私立
明治34.1.15	明治法律学校	広告 学生募集・校外生募集	司法省指定文部省認定 私立
明治34.3.8	明治法律学校	広告 出版広告	明治法律学校出版部講法會
明治34.3.12	東京専門学校	広告 高等予科 入学試験	
明治34.3.28	東京専門学校	広告 高等予科 入学試験	
明治34.7.30	和仏法律学校	広告 出版広告 講義録	司法省指定 私立
明治34.8.1	東京専門学校	広告 学生募集 高等予科含	
明治34.8.3	東京専門学校	記事 東京専門学校の改善	
明治34.8.4	東京専門学校	広告 学生募集 高等予科含	
明治34.8.6	明治法律学校	広告 地方入試	司法省指定文部省認定 私立
明治34.8.6	明治法律学校	広告 学生募集入学試験・校外生募集	司法省指定文部省認定 私立 校長 岸本辰雄
明治34.8.9	明治法律学校	広告 学生募集入学試験・校外生募集	司法省指定文部省認定 私立 校長 岸本辰雄
明治34.8.11	明治法律学校	広告 学生募集入学試験・校外生募集	司法省指定文部省認定 私立 校長 岸本辰雄
明治34.8.13	東京法学院	広告 入学生募集・校外生募集	司法省指定 私立 校長 菊地武夫
明治34.8.16	東京法学院	広告 入学生募集・校外生募集	司法省指定 私立
明治34.8.18	専修学校	広告 生徒募集(理財科)	司法省指定文部省認定 私立
明治34.8.20	専修学校	広告 生徒募集(理財科)	司法省指定文部省認定 私立
明治34.9.1	明治法律学校	広告 学生募集入学試験・校外生募集	司法省指定文部省認定 私立 校長 岸本辰雄
明治34.9.5	明治法律学校	広告 学生募集入学試験・校外生募集	司法省指定文部省認定 私立 校長 岸本辰雄
明治34.9.8	明治法律学校	広告 学生募集入学試験・校外生募集	司法省指定文部省認定 私立 校長 岸本辰雄
明治34.9.14	明治法律学校	広告 校外生募集	明治法律学校出版部講法會
明治34.9.17	明治法律学校	広告 校外生募集	明治法律学校出版部講法會
明治34.9.19	明治法律学校	広告 出版広告	明治法律学校出版部講法會
明治34.9.22	東京法学院	広告 在外員募集・在院生募集	司法省指定 私立
明治34.9.27	東京専門学校	広告 校外生募集	東京専門学校出版部 第4面の約7割占
明治34.10.5	東京専門学校	広告 校内生・校外生募集	
明治34.10.8	明治法律学校	広告 校外生募集	明治法律学校出版部講法會
明治34.10.9	明治法律学校	広告 出版広告 講義録	明治法律学校出版部講法會
明治34.11.16	東京法学院	広告 在外員募集・在院生募集	司法省指定 私立
明治34.11.28	明治法律学校	広告 校外生募集	明治法律学校出版部講法會

ここでは、五大法律学校がどのような広告を出して、地方学生の確保を目論んでいたのかについてみていくこととしたい。

(1) 五大法律学校の広告

五大法律学校が出した広告について、まとめたものが表1である。年度は、明治三十三年・三十四年の二年間であるが、このうち三十三年の七月から十二月は欠けていたため、その間については確認がとれていない。

資料確認の取りこぼしの可能性はあるが、確認できた記事・広告は四十一に及んだ。広告の数の多い順に、気になった点をあげておきたい。

① 明治法律学校（現・明治大学）十七件

明治三十三年では二件だけであったが、同三十四年には他校を圧倒する勢いで広告が出されている。出版物に関する広告は同校の出版部講法会が出しているが、講義録についての広告の場合、校外生（通信教育）獲得も兼ねているものと考えられる。多くの広告のうち、特に興味深いものとして【資料7】¹⁹【資料8】²⁰をあげ

資料7

資料8

まず【資料7】であるが、これは同校が学生・校外生を募集するために出したものである。同校は何度も学生募集の広告を出しているが、この広告は一味違うものになっている。ここでは卒業生・在学生で官省の試験に及第した者とその氏名・出身県を表示している。試験は「判事検事登用試験 及第者総数七十八名の内」として三十名の名を、「辯護士試験及第者 及第者総数四十六名の内」として十六名の名を、そして「文官高等試験及第者」二名と「海軍少主計候補者試験及第者」一名が記されている。判事検事登用試験と文官高等試験の合格者に山形県出身者の名がみえるので、これは良い宣伝効果として使われたのではないだろうか。

【資料8】は、入学試験の案内である。次のように記されている。

明治法律学校入学試験

来る八月廿五日、本校校友会山形県山形市旅籠町佐藤治三郎方に於て、入学試験挙行候。志願者は同日午後一時、同氏方へ筆紙墨携帯出頭可被致事。校則入用の向は、本校へ通知次第発送す。

明治卅四年八月 (以下、略)

(読点は筆者が加筆)

これは、校友会会員の自宅で、今でいう地方入試を行う旨の広告である。同じ日の同じ面に、明治法律学校の広告も掲載されているのであるが、そこに「地方入学試験」という項目があり、「地方在住者にして本校へ入学志願者の為め、各府縣に於て入学試験を行ふ、其場所及日時は豫め各府縣新聞に之を廣告す」と記されている。この記述から、他の府県の地元紙などに、同様の広告が出されたことが推察される。

② 東京専門学校(現・早稲田大学) 十三件

十三件のうち、本文記事が二件あることが、他校と異なる点である。東京専門学校と『米澤新聞』の關係性を伺わせるものと考えられる。

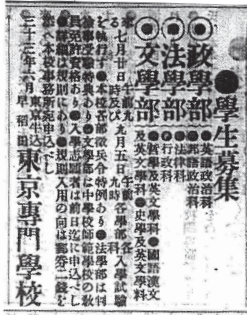
記事の中でも興味深いものを以下に出してみる。²¹⁾

● 東京専門学校学生募集

東京牛込早稲田の同校は本紙広告欄にある如く、今回全部徴兵令の特典を受けたるを以て、来二月廿日通常学生募集と同時に其入学試験を執行す。

する由なるか。爾来同校は漸く整頓し、文学部は文学者を養成すると共に、昨年文部大臣の認可を経て相当の資格を有し卒業したる者には中学師範学校等の教員免許状を与へられ、法学部は数年前大改善を施し、有為の博士学士教授の任に當りたるの結果、入学制の数も増加し、卒業後の成績も頗る良好にて、昨年の判検事辯護士試験の如き受験比例は第一位を占めたりと云う。又、今回校外生も募集せるか、聞く處に依れば講義録は昨年十月以来、購修年度を二年に改め紙数を増加し、世の講義録の弊害たる課目未完の憂を除き、附録の英語講義は斬新の方法を用る既に十二號発行したる由なるか。世の好

資料 9



評を博し、申込者平年に倍すと云ふ。
(句読点は筆者が加筆)

これは、明治三十三年二月四日の記事である。

学校の改革内容を記事として伝えているのは、前述した米沢の丁酉義塾以外では、東京専門学校だけのようと思われる。徴兵猶予の特典、文学部における教員免許状授与のことなどの宣伝内容が伝わってくる。また、法学部に関しては、判事・検事・弁護士試験では好成績をあげたことを謳い上げており、前述の明治法律学校同様、試験合格者を多く出していることを誇示している。広告宣伝であれば当然かもしれないが、記事として扱われていることに驚きを覚えたのは私だけであろうか。

【資料9】は広告であるが、これは同じ年の六月のものである。七月二十日・九月五日に各学部が入学試験を行うというものである。二月に入試を行い、また七月・九月にも入試を行ったのであろうか。

この時代、帝国大学や専門学校は九月入学であったことが知られている。となると、記事にある入試は臨時のものであったのだろうか。より確認が必要な項目かと思われる。

次郎の記載があり、当代の有力法律家の名前を宣伝効果に使っているものと思われる。しかしながら、他校が出しているような入学試験に関する広告がなぜ無いのかは、判然としない。見落としてもありえるので、更なる確認が必要と思われるところである。

⑤ 専修学校（現・専修大学）二件

専修学校はこの時期、五大法律学校の中では唯一、法律科の募集を停止していたため、「理財科」のみの募集となっている。生徒募集直前に二回にわたって広告が出されているが、この二回は全く同じものである【資料12】。九月十六日開校（この日は現在でも学校創立記念日である）とあるが、入学試験は九月八日および二十二日と二回あり、開校日をまたがっている。また、この広告では他校に見られないものがある。「校友諸君に告」として、校友名簿の訂正がある者については学校側に通知せよとあり、卒業生に向けての連絡事項が兼ねられている。

(2) 考察

以上、五大法律学校のそれぞれに事情が垣間見られる広告の一部を挙げてみたが、五校に共通することは

あるのだろうか。

共通してみられるものは、広告文の中に「徴兵猶予」の文言があることかと思う。特別監督学校に指定された際に、これは大きな事象であったから、広告に書き入れられたのは当然のことかと思う。逆に言えば、徴兵猶予を得たい、経済的にそこそこ恵まれている学生にとつては、これらの広告を目にすることはチャン

資料12

理財科生徒募集
 校頭入用の何
 派へ申込二錢し
 入學試験
 九月十六日開校
 二日午試験
 八月廿二日開校
 二日午試験
 八月廿二日開校
 二日午試験

生徒募集
 九月十六日開校
 二日午試験
 八月廿二日開校
 二日午試験
 八月廿二日開校
 二日午試験

兵役特例
 八月廿二日開校
 二日午試験
 八月廿二日開校
 二日午試験
 八月廿二日開校
 二日午試験

本校
 理財科の科目は
 理財科の科目は
 理財科の科目は
 理財科の科目は
 理財科の科目は

校友諸君に告
 本校校友名簿の訂
 正を希望する者
 は本校に通知せ
 らるべきである
 ことである

**司法部指定文部省
 認定専修学校**
 小島路二丁目八番地
 電話二四九六

スととらえられたことと思う。

五校すべてではないが共通していると思われることに、学校名の前に「司法省指定、文部省認定」という文言を明示していることがあげられる。これは明治法律学校、和仏法律学校、専修学校で見られる。東京法学院は「司法省指定」のみを入れており、前三校とは違いかたちをとっている。一方で司法省・文部省の文言を全く入れていないのが東京専門学校である。それぞれの学校が、自分たちの立ち位置をどのようにとらえていたのかを感じさせられる。

その他、学校長などの名前を記すことも多く行われている。明治法律学校であれば岸本辰雄、和仏法律学校であれば富井政章、東京法学院であれば菊地武夫というように、各学校の看板教員が広告文内に入れられている。これらの教員は、現在でも明治期の法律家として有名であるが、その当時としてもその名を世に知られていた人物であることが想像される。

4 むすびにかえて

会津法律学校の開校については、未だ会津の地ではつきりとした資料を見いだせないのであるが、隣接

地である米沢の地ではつきり見られたことが、今回の調査で判明した。会津法律学校の不明な部分の一部を埋めることはできたように思う。

また、同じ法律学校という枠組みでは、東京の五大法律学校が、遠隔地である米沢において、地方新聞である『米澤新聞』に多くの学校宣伝広告を掲載していたことも確認できた。現在、各大学において積極的に進められている自校史調査にも還元できる事実であるかと思われる。

しかしながら、今回の調査で解明できなかった点も多く残されていることも事実である。また、新たな課題も出てきている。

まず、一つ目としては、会津法律学校の開校広告は『米澤新聞』以外に掲載されていたのかという点である。

この点を解明するために、明治三十年代前半の、会津地方を取り囲む地域で発行されていた地方新聞を確認する必要がある。特に、会津法律学校には福島県全域から生徒が来ていたことを考えると、今一度、福島民友新聞（明治二十八年創刊）や福島民報新聞（明治二十五年創刊）を丹念に確認することが求められよう。また、福島県と山形県以外では、新潟県・茨城県

・栃木県の三県についても、生徒がいた実績があることから、調査の必要があると思われる。

二つ目として、『米澤新聞』の記事にあった安西與四郎の刑法の本についての確認である。少なくとも、今迄に行った調査では、会津図書館・国会図書館には存在していない。本当に出されていたのか、あったとする出版紹介のようなものがあるのか、更に確認が必要である。

三つ目として、五大法律学校が出していた広告は、本論で確認をした後の時期、つまり明治三十五年以降はどのような展開を見せるのか、ということである。明治三十六年には専門学校令が出され、資力に乏しい中小の専門学校は廃校に追い込まれていくが、五大法律学校は宣伝合戦を繰り広げるのであるのか。学生獲得の為に、地方への宣伝は欠かせないものであったと思われるから、広告は多く出されていくものと思われるが、どのように出されていくのかについても、確認が必要であると思われる。

一方で、当時すでにあつた法律学校の広告がここで見られなかったことについても、考察が必要であろう。日本法律学校（現・日本大学）の広告は、今回確認した中には見られなかった。なぜ無いのか、これも

重要な点かと思われる。

以上の点を、今後の課題として提示したい。

註

(1) 『会津若松史 第六卷』二三八頁、会津若松史出版委員会、一九六六年。

(2) 拙稿「会津法律学校 ―その設立から廃止まで―」（『専修総合科学研究 第十九号』、専修大学緑風学会、二〇〇一年）、「会津法律学校校長・安西與四郎について」（『歴史春秋』第八十一号、会津史学会、二〇一五年）、「会津法律学校事務員・佐藤四郎氏の事」（『歴史春秋』第八十五号、会津史学会、二〇一八年）。

(3) 米沢氏の市立図書館（郷土資料室）では、明治三十年代からの『米澤新聞』をPDF化しており、容易に検索・確認できるようになっている。なお、『米澤新聞』は明治十二年に創刊された米沢の地域新聞であるが、コロナ禍がたたり、惜しくも二〇二二年に廃刊となった。

(4) 『米澤新聞』明治三十年九月二十五日、第四面。

(5) 『米澤新聞』明治三十年八月十一日、第四面。

(6) 『米澤新聞』明治三十年十一月十四日、第四面。総裁・小松宮妃殿下、副総裁・鍋島侯爵夫人の他、講師陣には女子高等師範学校・華族女学校・三輪田高等女学校などの教員の名が散見されることから、錚々たるメンバーがかかわっていたことが、この広告からわかる。

(7) (8) 『米澤新聞』明治三十一年四月五日、第二面の記事内。丁酉義塾の他にも夜間に開設する私学は見られるが、広告量の多さ、記事としての扱われ方は丁酉義塾が他を抜きん出ている。

(9) 『米澤新聞』明治三十一年四月五日、第三面。特別広告である。本来は二段にわたっているが、読みやすさから一段にした。

(10) 味噌や醤油などの宣伝広告がよく見られる。江戸時代から続く地域経済のなごりが感じられる。

(11) 『米澤新聞』明治三十年九月二十三日、第三面。

(12) 前掲(2)「会津法律学校校長・安西與四郎について」。

(13) 『米澤新聞』明治三十一年十一月二十二日、第三面。

(14) 『米澤新聞』の記事には、中央政界に関係するものが多い。特に大隈重信に関する記事は多い。新聞を発行する人物たちが大隈に近い考えを持っていたのか、新聞そのものの研究も必要かと思われる。大隈との関係があったら、大隈の作った東京専門学校と近い関係にあった(会津法律学校の校長である安西も、東京専門学校文科卒である)とも考えられ、記事になりやすかったという推測もできるかもしれない。

(15) 六回掲載されていたが、ここでは一番状態のよさそうな十一月二十七日のものを使用した。

(16) 『米澤新聞』明治三十一年十一月二十七日、第四面。

(17) 有為会とは、明治二十二(一八八九)年、旧米沢藩出身

の伊東忠太(建築家)ら在京学生六人が発起人となり結成された団体がもとである。山形県置賜地方の奨学育英、産業・文化振興と会員親睦を目的とした出身者・在住者による親睦団体であり、現在も米沢有為会として活動している。

(18) 米沢市立図書館の郷土資料室に所蔵されている新聞資料では、明治三十三年七月〜十二月は欠となっている。

(19) 『米澤新聞』明治三十四年一月十五日、第四面。

(20) 『米澤新聞』明治三十四年八月六日、第四面。

(21) 『米澤新聞』明治三十三年二月四日、第三面、記事。

(22) 『米澤新聞』明治三十三年六月二十六日、第四面。

(23) 『米澤新聞』明治三十四年九月二十二日、第四面。

(24) 『米澤新聞』明治三十四年七月三十日、第四面。

(25) 『米澤新聞』明治三十四年八月二十日、第四面。